

## 弁護士会の活動

# 市民集会「集団的自衛権って何ですか？～憲法と集団的自衛権を考える～」を開催して

憲法委員会 副委員長 河合 佑 香

### 1 市民集会までの道のり

「集団的自衛権って何ですか？」という質問に的確に回答できる方はどれくらいいるでしょうか。広く市民に、集団的自衛権行使の意味を理解した上でその是非をじっくり考えて欲しいという趣旨から、今回の市民集会を企画しました。

ちなみに、集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する国際法上の権利とされています。

#### (1) 閣議決定と会長声明

平成26年7月1日付けで、従来の政府解釈を変更して、集団的自衛権を「限定的に」行使できるという閣議決定がなされました。当会では、同年6月13日付けで、政府の解釈変更に対し強く反対する会長声明を発出したところでしたが、上記閣議決定を受けて、さらに、同年7月10日付けで、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に抗議する会長声明」を発出しました。

#### (2) 会内勉強会

市民集会の前に、まずは弁護士である会員

の理解を深めようということで、平成26年7月18日、集団的自衛権に関する会内勉強会を開催しました。憲法委員会若手委員5名が報告者となり、参加会員からも様々な質問や意見が出て、充実した勉強会となりました。

#### (3) 街頭宣伝活動

そして、市民集会の広報を兼ねて、平成26年9月4日午後5時からJR和歌山駅前において、集団的自衛権行使容認に反対する街頭宣伝活動を実施しました。憲法委員会委員のほか執行部、会員の協力を得て、集団的自衛権行使容認が絶対に認められないことを訴えました。その際、日弁連作成のティッシュを配布したのは好評だったようです。



街頭宣伝をする小野原会長

## 2 市民集会の概要

今回の市民集会は、平成26年9月16日、和歌山県民文化会館小ホールにおいて、日弁連共催のもと、「集団的自衛権って何ですか？～憲法と集団的自衛権を考える～」というタイトルで開催されました。参加者数は、各会員の広報や街頭宣伝活動などの成果により、会場の定員の8割以上にあたる約270名ののぼり、予想を上回る盛況ぶりでした。

第1部は、伊藤真弁護士（伊藤塾塾長、日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部長）を講師に迎え、「集団的自衛権とは何か～その現状と問題点～」という演題で、約1時間の講演をお願いしました。パワーポイントを使用しながら、集団的自衛権について憲法の基本原則から分かりやすくお話しいただきました。



講演をする伊藤真弁護士

第2部は、「先生、集団的自衛権について質問です！」という名のとおり、教室形式で、憲法委員会若手委員が生徒役となり、講師である伊藤弁護士に質問を投げかけました。以下、第2部の内容を少しご紹介します。

## 3 「先生、集団的自衛権について質問です！」（第2部）

### （1）教室形式

第1部の講師をお願いした伊藤弁護士が伊藤塾の塾長であるということで、第2部は、パネルディスカッションではなく教室形式で行うことになりました。生徒役から講師への質問については、市民の素朴な疑問や率直な意見を取り入れるため、あらかじめ準備した質問に加え、会場からの質問を募集しました。時間の関係で、会場にマイクを回すことは不可能であることから、受付で配布する資料に質問票を入れておき、第1部と第2部の間の休憩時間に回収することになりました。

生徒役のメンバーを紹介すると、いずれも憲法委員会の委員で、2歳の息子を持つ母親役浅野委員、ちょっと小難しい話担当の小泉委員、集団的自衛権行使容認に積極派(?)役の北野委員、学級委員長的な役割の河合の4名です。

### （2）授業開始

キーンコーンカーンコーン♪雰囲気を出すために小学校などで鳴らしている懐かしいチャイムを鳴らし、「起立！」の合図で授業が始まりました。リハーサルなしでしたが、さすがは伊藤弁護士、教室の雰囲気を瞬時に作り、柔軟に対応してくださいました。

伊藤弁護士の「質問のある人は？」との発言に、勢いよく手を挙げたのは浅野委員と私でした。指名してもらった順番をあらかじめ伊藤弁護士に伝えていたため、予定通り1番に私を指名していただき、その後も各生徒役が手を挙げ、指名を受け、順に質問していきました。会場から回収した質問票は、由良委員の的確な厳選を経て舞台にいる生徒役の手元

に届けられましたが、時間がなく、会場からの質問を十分に生かせなかったことは残念でした。

### (3) 質問内容

実際に行った質問内容をいくつかご紹介します。伊藤弁護士の回答は、いずれも親しみやすい具体例等を用いた明快なものでした。

#### ○浅野委員から

(質問) 集団的自衛権行使を容認すると、戦争に巻き込まれやすくなるのか、徴兵制になるのか。

(回答) 戦争に「巻き込まれる」どころか、「自ら戦争に踏み出す」ことになる。政府は徴兵制をとらないと言うが、徴兵制は可能となる。「できない」と「できるけれどしない」は区別すべき。

#### ○小泉委員から

(質問) 集団的自衛権行使の容認は、緊張関係にある近隣国に対する抑止力になるのではないか。

(回答) 抑止力=脅しであり、脅しをかけると相手はさらに軍事力を増強し、かえって国民を危険にさらすことになる。日本国民の生命・財産を守るためには個別的自衛権の行使で足りる。

#### ○北野委員から

(質問) 日本はアメリカに守ってもらうのに、日本がアメリカのために戦わないというのはフェアじゃないのでは。

(回答) アメリカが日本側に立って戦うのは、アメリカの国益にかなうからであり日本のためではない。日本はアメリカに膨大な面積の土地を提供しているのであるから、アメリカのために戦う必要はない。

#### ○河合から

(質問) 集団的自衛権行使容認を阻止するために、市民にどのようなことができるか。

(回答) 今回の閣議決定には何の法的効力もないが、個別法を変更する場面では国民が反対の声を上げるべきである。具体的には、今回のような市民集会に参加する、メディアに働きかけるなどが考えられる。また、メディアを「褒めて伸ばす」、文房具店でペンを購入する際の試し書きで「集団的自衛権反対!」と書くことも1つの方法である。



授業形式の質疑応答

## 4 最後に

今回、たくさんの方にご参加いただき、集団的自衛権行使の問題は、市民の関心が高い事柄であることがよく分かりました。この市民集会は、市民に分かりやすく伝えることを心掛けて企画したもので、タイトルにもなっている「集団的自衛権って何ですか?」という質問に、1人でも多くの方が答えられるようになり、その是非を考える機会になっていけばいいなと思っています。

私自身も、今回の市民集会を経て、国民が声を上げることは何も難しいことではなく、1人1人が問題意識を持ち、どんな小さなこ

とでもいいから実行することが大事であると感じました。また、市民集会終了直後、伊藤弁護士をタクシー乗り場までお見送りしたとき、伊藤弁護士から「大事なのはこれからです！頑張りましょう！」と声をかけていただき、身の引き締まる思いがしました。

なお、さらに多くの市民に集団的自衛権行使についての認識を深めてもらうツールとするため、市民集会の内容を報告書の形でまとめる予定ですので、ご一読いただければ幸いです。